

大阪ホーチミン社労士事務所本店新聞

VĂN PHÒNG TƯ VẤN LAO ĐỘNG VÀ BẢO HIỂM XÃ HỘI OSAKA- HỒ CHÍ MINH tru sở chính

日本とベトナムの労務管理に関する情報新聞



発行所：〒531-0072 大阪府大阪市北区豊崎 3-20-9-705

連絡先電話：06-6131-4922 F A X：06-6131-4933 Email：「info@ocsr.jp」

この新聞は大阪ホーチミン社労士事務所がお送りする労務管理に関する情報提供用労務管理新聞です。
名刺交換をさせていただいた方などにも配布させていただいております。

今後新聞が不要であれば、お手数ですが口にチェックを入れ、ご氏名をご記入の上、上記まで FAX をご送信ください。

→口ご氏名：

【8月は「給与計算と住民税」について】

5月に辞めるかか6月に辞めるかで、給与計算の住民税の扱いが大きく変わります。

今月はそれを案内いたします。

★1-5月に辞めた場合はまとめて天引き

その年の5月までに支払うべき住民税の残額を、退職時に一括納入します。

最後の給与、もしくは退職金からその該当額が差し引かれます。

★6-12月に辞めた場合は「原則納付書払」

翌年の5月までに支払うべき住民税の残額を退職時に一括納入するか、納付書で分割払いするかのいずれかを選択できます。

★再就職したら？

新たに納入義務が発生する分については、6月1日時点で再就職していれば、新しい会社で給与から天引きが始まり、就職していない場合は、役所からの支払通知書に従い、6、8、10、1月に分納します。

★ベトナムにはない「住民税」はそもそもどんな仕組みなのか？

住民税の納付方法は①普通徴収と②特別徴収の2種類があります。

①普通徴収は、サラリーマン以外の個人事業主や退職して次の就職先が決まっていない方などが対象です。

自分自身で住民税を納付することを言います。

②特別徴収は「サラリーマンが対象」です。

会社が毎月の給与から天引きをして、本人に代わって各市区町村に支払うことをいいます。

①普通徴収でも②特別徴収でも、年間の住民税総額は一緒です。

しかし、②特別徴収は毎月給与から控除されるのに対し、①普通徴収の場合は年4回に分けて支払う仕組みになっています。

会社で行う手続きは②特別徴収になりますので、次回以降に②特別徴収について説明します。



【編集後記 森啓治郎】

4月ですが、ベトナムのマンションに初めて入りました。

のマンションは、日本の高層マンションとほぼ同じ作りでした。

1階にはスーパーや駐車場が完備されていました。



4月ですが、JR西日本とうちの事務所の向かいにある阪急不動産株式会社は、ベトナムの不動産大手ナムロン投資と共同で、ホーチミン市での分譲住宅事業第5号案件となる大規模住宅分譲プロジェクト「アカリシティプロジェクト」に着手するというニュースが2018/4/23に発表になりました。

ホーチミン市ビンタン区（市内の西側でイオンのあるところ）に建設するこのプロジェクトは、敷地面積8万5374m²で、総戸数約4620戸の分譲マンションを主とした大型複合開発です。

4620戸ですから、日本の大型マンション10個分ですね。

なんと敷地内には、住民専用のプールやフィットネスジムといった共用施設のほか、スーパーマーケットなどの商業施設も配置する予定です。

総事業費は約400億円です。

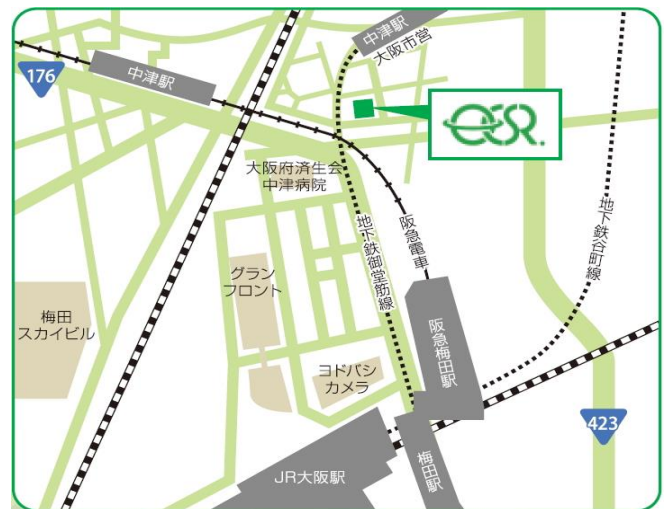
第1期では、2018年から2021年にかけて各棟を順次開発予定です。

分譲マンションは地上21階建ての5棟で、第1期の敷地面積は2万2408m²、開発面積は21万5224m²、総戸数は約1850戸の予定です。

確実にマンションブームが来てますね。



大阪ホーチミン社労士事務所本店 森啓治郎



【発行・編集】

大阪ホーチミン社労士事務所 本店

大阪市北区豊崎3-20-9-705

メール「info@ocsr.jp」

F A X 「06-6131-4933」